(二)　特定駐留軍用地に関する規定の準用等
特定駐留軍用地に関する特定事業の見通し、土地を譲渡しようとする場合の届出義務等、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等、土地の買取りの協議、土地の譲渡の制限及び土地の管理の規定は、特定駐留軍用地跡地について準用することとした。（第一八条の三関係）

2　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇半島振興法の一部を改正する法律（法律第六号）

（国土交通省）

1　目的規定の改正
国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域が、国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　半島振興計画の変更の提案等
(一)　半島地域市町村は、単独で又は共同して、関係都道府県に対し、半島振興計画の変更をすることを提案することができることとした。（第三条第六項関係）
(二)　(一)による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき半島振興計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした半島地域市町村に通知しなければならないこととし、この場合において、半島振興計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないこととした。（第三条第七項関係）

3　半島振興計画の内容
半島振興計画に定める事項として、半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する事項、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項、医療の確保等に関する事項並びに防災体制の強化に関する事項を追加することとした。（第四条第一項関係）

4　国の施策
国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第二項関係）

5　産業振興促進計画の認定
(一)　半島地域市町村は、単独で又は共同して、関係半島振興計画に即して、当該半島地域市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第九条の二第一項関係）
(二)　産業振興促進計画には、計画区域、当該計画区域において振興すべき業種、当該業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項並びに計画期間を記載するものとし、また、産業振興促進計画の目標等を記載するよう努めるものとすることとした。（第九条の二第二項及び第三項関係）
(三)　産業振興促進計画について、主務大臣の認定を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例の適用があること等とした。（第九条の八～第九条の一一関係）

6　配慮規定
国及び地方公共団体は、地域公共交通の活性化及び再生、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、農林水産業その他の産業の振興、就業の促進、生活環境の整備、医療の確保、介護サービスの確保等、観光の振興及び交流の促進、多様な人材の育成のための教育の充実並びに防災対策の推進について適切な配慮をするものとした。（第一二条の二～第一五条の四関係）

7　地方税の不均一課税に伴う措置
地方税の不均一課税に伴う措置の対象事業として、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業に属する事業等を追加することとした。（第一七条関係）

8　主務大臣
産業振興促進計画等に係る主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とし、半島振興計画に係る主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とすることとした。（第一九条関係）

9　期限の延長
半島振興法の有効期限を平成三七年三月三一日まで一〇年延長することとした。（附則第二項関係）

10　施行期日
この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、9については、公布の日から施行することとした。

◇山村振興法の一部を改正する法律（法律第七号）

（農林水産省）

1　目的規定の改正
山村の振興の目的として、山村の自立的発展を促進すること並びに地域間の交流の促進等による山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図ること等を追加することとした。（第一条関係）

2　定義規定の改正
山村の定義中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つている」の文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」に改めることとした。（第二条関係）

3　基本理念規定の新設（第二条の二関係）
(一)　山村の振興は、山村の有する国土の保全等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がその恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならないこととした。
(二)　山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととした。

4　山村振興の目標及び山村振興基本方針に係る規定の改正
山村振興の目標及び山村振興基本方針におおむね定めるべき事項として、地域間交流の促進、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、介護サービスの確保、教育環境の整備等を追加することとした。（第三条及び第七条の二関係）

5　山村振興計画に係る規定の整備
(一)　山村振興計画の記載事項（第八条第二項関係）
山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めることとした。
(1)　振興の基本方針
(2)　交通通信体系の整備及び地域間交流の促進のための施策等に関する事項
(3)　地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進等産業の振興のための施策に関する事項
(4)　介護サービスの確保、教育環境の整備等のための施策に関する事項
(5)　施設の整備等に関する事項
(二)　産業振興施策促進事項（第八条第三項～第八条の五関係）
(1)　山村振興計画には、産業の振興のための施策の促進に関する事項（以下「産業振興施策促進事項」という。）を記載することができることとした。
(2)　産業振興施策促進事項には、産業振興施策促進区域、振興すべき業種、事業の内容及び期間等を定めるものとすることとした。
(3)　産業振興施策促進事項には、森林資源活用型地域活性化事業又は補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載することができることとした。
(4)　振興山村市町村は、産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。
(5)　(1)から(4)までのほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する際の手続等に関して所要の規定を設けることとした。